

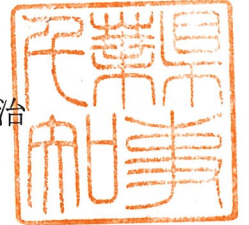


環 第 2 9 1 号

平成27年7月10日

銚子市長 越川 信一 様

千葉県知事 鈴木 栄 治



(仮称) 東総地区広域ごみ処理施設建設事業に係る環境影響
評価方法書に対する意見 (通知)

平成27年2月6日付けで送付のあった標記方法書について、千葉県環境影響評価
条例第10条第1項の規定により、別紙のとおり通知しますので、所要の措置を
講ずるよう御配慮願います。

（仮称）東総地区広域ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価 方法書に対する意見

当該事業は、銚子市、旭市及び匝瑳市におけるごみ処理施設の老朽化に伴い、約4.3ヘクタールの農地及び山林に新たに廃棄物焼却等施設及びマテリアルリサイクル施設を整備する計画である。

事業実施区域周辺には、千葉県天然記念物に指定されている猿田神社の森及び龍福寺の森、人と自然との触れ合いの活動の場である利根川、眺望点となり得る利根かもめ大橋が存在する。

また、事業実施区域の南側には水道水源である高田川、北側には予備水源である忍川並びに農業用水の貯水池である大椎池及び小山堰が近接して存在する。

高田川及び忍川の河川水並びに事業実施区域周辺の地下水は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度が環境基準を超過している。

当該事業実施区域及びその周辺は、地下水涵養域であり、また、地下水の基盤となる難透水層が比較的浅いため、汚染されると湧水等に影響が現れやすい地質構造である。

都市計画決定権者は、事業による環境への影響をできる限り回避・低減するため、環境影響評価の実施に当たり、こうした地域特性を十分踏まえ、必要に応じて環境影響評価項目を見直し、調査、予測及び評価を適正に行うことが求められる。

以上のような状況を踏まえ、下記の事項について所要の措置を講ずる必要があると判断する。

記

1 事業計画

(1) 計画処理量及び計画ごみ質について、廃棄物焼却等施設の処理能力等を決定する基礎となる数値であることから、新たに一般廃棄物処理計画の策定等を行う場合には、これら数値の見直しを検討すること。

さらに、計画処理量等の見直しを行った場合には、その結果に基づき設定した施設の処理能力、処理方式、年間稼働計画及びごみ組成等を踏まえ、環境影響評価に用いる各項目の諸元を適切に設定すること。

2 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(1) 全般事項

シャフト式ガス化溶融炉の処理方式の詳細が確定していないことから、環境影響評価の実施に当たっては、影響が最大となる条件を用いること。

(2) 大気質

短期高濃度予測において、大気安定度不安定時、上層気温逆転時、接地逆転層崩壊時、ダウンウォッシュ時及びダウンドラフト時の事象ごとに、高濃度となる煙源条件を設定するとともに、その設定根拠を明らかにすること。

(3) 水質

ア 生活排水の放流先の窒素（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を含む。）及びりんの状態を調査の上、供用時における排水による影響を検討し、必要に応じて、環境影響評価項目として選定すること。

イ 方法書では、調査地点を3地点としているが、水質現地調査地点図には調査地点以外の場所に水体が見られることから、調査地点の追加を検討すること。

ウ 工事に伴う排水について、濁度等水質の状況が降雨量により異なるため、濁度計による連続モニタリングを検討すること。

(4) 水文環境

事業実施区域及びその周辺の地質構造は、地下水の基盤となる難透水層が比較的浅いため、汚染されると湧水等に影響が現れやすいことから、調査に当たっては、地下水の汚染に配慮すること。

(5) 植物・動物・陸水生物・生態系

ア 調査対象地域については、動植物等の生息範囲を考慮し設定すること。

イ 昆虫類の調査期間及び調査頻度について、方法書では春、初夏、夏、秋の各時期1回としているが、夜間を含む冬季の調査を検討すること。

(6) 景観

ア 利根川対岸の神栖市域について、景観の調査の実施を検討すること。

イ 事業実施区域の北側及び西側直近における建物の外観と色彩、敷地周囲の塀や緑化の様子が読み取れるフォトモンタージュを作成すること。